



発行 東京都

目次

51

訓令

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）……………一
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………（同）……………一

規則（教）

- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則……………二

訓令（教）

- 東京都立学校事案決定規程の一部改正……………三
- 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正……………三

規則（人）

- 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則……………九

訓令

●東京都訓令第五十四号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

第一条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条の二及び第六条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十五号

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都訓令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所 庁 般
収用委員会事務局

労働委員会事務局

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 第五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び再任用職員」を削る。

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 令和十四年三月三十一日までの間、第二条第一号中「特別職」とあるのは、「特別職及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」と読み替えるものとする。

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教職員研修センター処務規則（平成十三年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画部の部総務課の項第六号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の東京都教職員研修センター処務規則第三条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則

東京都立学校非常勤職員規則（昭和二十六年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の東京都立学校非常勤職員規則第一条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第五号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都立学校事案決定規程(平成九年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

別表備考第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京都立学校事案決定規程別表備考第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第六号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

規 則 (人)

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の定年等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中第四項を第五項とし、同条第三項中「東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)」を「人事委員会」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長職員(異動期間(条例第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下第六條及び第七條において同じ。)(条例第九条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職(条例第六条第一項各号に掲げる職をいう。第六條及び第七條において同じ。))を占める職員をいう。の勤務延長に係る東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。))の承認の

申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第三条を第二条とする。

第四条の見出しを「(勤務延長に係る状況の報告)」に改め、同条中「任命権者は、」の下に「毎年」を、「勤務延長」の下に「(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)」の事由及び期限」を加え、同条を第三条とする。

本則に次の五条を加える。

(管理監督職から除かれる職)

第四条 条例別表第一第四号の人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等は、別表第一に掲げる施設等とする。

2 条例第六条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職
- 二 前号に掲げる職のほか、人事委員会が定める職

3 条例第七条ただし書及び別表第二第三号の人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所は、別表第二に掲げる研究所とする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第五条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第六条 任命権者は、異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。条例第十一条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

3 条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請

書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

- 一 行政系部長級職員の特定管理監督職群 東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)第五条に規定する本庁行政機関(住宅政策本部(住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))を除く。)、同規程第六条に規定する地方行政機関、東京都教育庁出張所設置等に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号)第一条に規定する東京都教育庁出張所、東京都教育事務所設置等に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号)第一条に規定する東京都教育事務所、東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第百三十九号)第一条に規定する東京都学校経営支援センター、同条例第四条第一項に規定する支所、東京都教職員研修センター設置条例(平成十二年東京都条例第百二十六号)第一条に規定する東京都教職員研修センター、東京都教育相談センター設置条例(平成十二年東京都条例第百二十七号)第一条に規定する東京都教育相談センター、東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第百二十二号)第一条に規定する東京都立図書館、都立学校、東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号)第六条に規定する事業所、東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)第五条に規定する事業機関及び東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)第五条に規定する事業機関(以下この条においてこれらを「出先機関」という。))に置かれる管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもつて充てる職並びに人事委員会が別に定める職
- 二 行政系課長級職員の特定管理監督職群 出先機関に置かれる管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員会が別に定める職(第三号及び第六号に規定するものを除く。)
- 三 行政専門職の特定管理監督職群 専門課長の職及び人事委員会が別に定める職
- 四 校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の校長の職並びに人事委員会が別に定める職

五 副校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の副校長の職並びに人事委員会が別に定める職

六 運輸系職員の特定管理監督職群 東京都交通局組織規程第六条に規定する事業所に置かれる管理監督職であつて職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員会が別に定める職(東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(昭和三十三年交通局規程第十四号)第二条第二号に規定する交通局企業職員給料表(二)又は同条第三号に規定する交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員)の職に限る。()

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に対して報告するものとする。

(定年前再任用)

第八条 条例第十三条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

附則第二項中「第三条の規定は」を「第二条の規定は」に改める。

別表第一中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

別表第二中「第二条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の職員の定年等に関する条例施行規則第二条及び第三条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七十五号。以下「改正条例」という。)附則第二条の規定による勤務延長(改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第四号。以下この条及び附則第四条において「新条例」という。))第四条の規定により引き続き勤務させることをいう。()について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。))第三条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

第三条 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を

行う職の職務遂行上必要な事項

2 改正条例附則第三条第五項又は改正条例附則第四条第三項において準用する改正条例附則第三条第五項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

3 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第三条第三項若しくは改正条例附則第四条第三項において準用する改正条例附則第三条第三項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第四条 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十三条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年であるものに限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十号

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則

職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一に」を「いずれかに」に、同条ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の休職の事由等に関する規則第二条ただし書に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び都立病院」を削る。

付則第二項を次のように改める。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第二」とある

のは「付則別表第二」とする。
 付則第三項を削る。
 付則第二項の次に付則別表として次の二表を加える。

付則別表第1 (付則第2項関係)

期間の区分	職員の区分	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員
(1) 採用の日又は第4条第2号、第4号及び第6号の職員となった日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間		円 188,000	円 122,600	円 85,300
(2) (1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(3) (2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(4) (3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(5) (4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(6) (5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(7) (6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(8) (7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(9) (8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(10) (9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(11) (10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(12) (11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(13) (12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(14) (13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(15) (14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(16) (15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(17) (16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(18) (17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(19) (18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300
(20) (19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		188,000	122,600	85,300

(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	182,100	117,300	80,800
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	176,500	111,900	76,200
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	170,800	106,700	71,700
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	165,100	101,400	67,100
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,500	96,000	62,600
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	153,800	91,100	58,400
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,100	86,200	54,200
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	142,500	81,400	50,000
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	136,600	76,500	45,900
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,800	71,700	41,900
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	125,800	67,300	38,200
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	120,800	62,900	34,400
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,000	58,500	30,700
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,200	55,200	28,100
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,200	51,900	25,500
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,400	48,700	22,900
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	96,600	45,600	20,400
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	91,800	42,500	17,800
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	87,200	39,500	15,200
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	82,600	36,400	12,600

付則別表第2（付則第2項関係）

期間の区分	職員の区分 及び第4条第7号の職員	第3条第7号の職員 及び第4条第7号の職員 の 円
(1) 採用の日又は第4条第7号の職員となった日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の3月31日までの期間		4,100
(2) (1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		3,800
(3) (2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		2,700
(4) (3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		1,700
(5) (4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間		600

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、令和四年七月一日から施行する。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十二号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十三号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二條の四」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条第二号に規定する法第二十二條の四の規定に基づき採用とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

